



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(二)
  - ・教育庁総務課).....1
- 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則(二)・特別支援教育課).....1

## 教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十三日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

### 秋田県教育委員会規則第二十号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「検査等」及び「(中央教育事務所の所管区域に係るものに限る。)」を削り、同条に次の二号を加える。

十 社会福祉法人の検査等に関する事(中央教育事務所の所管区域に係るものに限る。)

十一 認定こども園に関する事。

第十二条第五項第三号中「認可」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十三日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

### 秋田県教育委員会規則第二十一号

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立養護学校天王みどり学園の項中「三五」を「四三」に改め、同表秋田県立立寄り養護学校の項中「四六」を「五四」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「二四」を「三二」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「二七」を「三五」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄